

【地域援助事業者等一覧】

障害者総合支援法のサービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
		短期入所（ショートステイ）
		療養介護
		生活介護
		障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A型=雇用型、B型）
		共同生活援助（グループホーム）
	地域生活支援事業	移動支援
		地域活動支援センター
		福祉ホーム
相談支援	一般相談支援事業	
	特定相談支援事業	

介護保険法のサービス	居宅サービス	特定施設入居生活介護
	地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護
		認知症対応型共同生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		複合型サービス
	居宅介護支援	居宅介護支援
	介護保険施設	介護福祉施設サービス
		介護保険施設サービス
	介護予防サービス	介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	
介護予防支援	介護予防支援	
改正前の介護保険法に規定する介護療養施設サービス		

訪問看護 (健康保険法のサービス)	訪問看護
----------------------	------

【会議別サービス事業所一覧】

- (1) 受託病院が、入院患者本人の要請により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第15条の11に規定する「医療保護入院者退院支援委員会」への出席依頼を地域援助事業者等に対して行い、地域援助事業者等が出席した場合

障害者総合支援法のサービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
		短期入所（ショートステイ）
		療養介護
		生活介護
		障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A型=雇用型、B型）
		共同生活援助（グループホーム）
	地域生活支援事業	移動支援
		地域活動支援センター
		福祉ホーム
相談支援	一般相談支援事業	
	特定相談支援事業	

介護保険法のサービス	居宅サービス	特定施設入居生活介護
	地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護
		認知症対応型共同生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		複合型サービス
	居宅介護支援	居宅介護支援
	介護保険施設	介護福祉施設サービス
		介護保険施設サービス
	介護予防サービス	介護予防特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護予防支援	介護予防支援	
改正前の介護保険法に規定する介護療養施設サービス		

訪問看護 (健康保険法のサービス)	訪問看護
----------------------	------

(2) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する「地域移行支援」導入を検討している入院患者と面会させるために、精神科病院が、障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業を行う者に訪問依頼をし、一般相談支援事業を行う者が受託病院を訪問し、対象患者と面談した場合

<p>相談支援 (障害者総合支援法のサービス)</p>	<p>地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)</p>
<p>ピアサポーター (一般相談支援事業者と同席した場合に限る。)</p>	<p>令和3年度までに圏域自立支援協議会にて実施した精神障害者ピアサポーター養成研修会(基礎及び実践)の修了者及び令和4年度以降県が実施しているピアサポーター養成研修(基礎及び専門)のいずれかに該当する者</p>